

平成 28 年度 飯田市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

第 1 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 45 年飯田市条例第 56 号）の規定に基づき、平成 24 年 3 月に策定した飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の実施のために必要な平成 28 年度の計画について策定するものです。

2 対象期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

3 計画対象区域

飯田市全域

第 2 ごみ処理実施計画

1 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び区分

(1) 家庭系ごみ

表 1 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分（家庭系ごみ）

分別区分		種 類	
燃やすごみ		紙くず 紙おむつ 衣類 木くず 生ごみ(市長が指定した区域以外において排出される物に限る。) 布団類 木製家具	
埋立ごみ		ビニール類又はプラスチック類でできた物及び大半がこれらの物でできた物 ガラス類 皮製品 せとの 蛍光管 灰 カーペット 小型家電(法令の規定に基づき再生利用すべき物を除く。)	
特定ごみ		乾電池 水銀体温計 使い捨てライター	
資源ごみ	紙資源	段ボール	段ボール
		新聞紙	新聞紙
		その他紙	雑誌、チラシ、牛乳パック、ジュースパックなど段ボール及び新聞紙のいずれにも該当しない紙
	金属資源		缶及び金属類
	ガラスびん	透明	ガラス製のジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、透明なガラスでできたもの
		茶	ガラス製のジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、茶色のガラスでできたもの
		その他	ガラス製のジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、透明又は茶色以外の色のガラスでできたもの
	ペットボトル		ポリエチレンテレフタレート(PET)を原料に成型された飲料、しょうゆ等のプラスチック製容器
プラ資源		商品が入っていたプラスチック又はビニール製の容器包装(ペットボトルを除く。)	
生ごみ		市長が指定した区域において排出される生ごみ	
粗大ごみ		ソファ、音響機器、マッサージ機、机、本棚その他市長が認める物	

(2) 事業系ごみ

事業系一般廃棄物については、市では収集しません。

2 分別して収集するものとした一般廃棄物の処理

(1) 家庭系ごみ

ア 分別して収集するものとした一般廃棄物の処理（家庭系ごみ）

表2 分別して収集するものとした一般廃棄物の処理（家庭系ごみ）

分別区分	収集方式	収集回数	収集・運搬を実施する者	中間処理又は最終処分		ごみ処理手数料
				実施する者及び施設	処理又は処分方法	
燃やすごみ	集積所	週 2～3回	市(委託)※	南信州広域連合 (直営) ごみ中間処理施設 桐林クリーンセンター	溶融	30円(小袋) 60円(大袋) 120円 (袋に入らない、既定の大きさまでの物)
	直接搬入	—	排出者又は許可業者			10kg 230円
埋立ごみ	集積所	2月に 1回～ 月2回	市(委託)	市(直営) 飯田市最終処分場 グリーンバレー千代	埋立	60円(大袋) 120円 (袋に入らない、既定の大きさまでの物)
	直接搬入	—	排出者又は許可業者			10kg 150円
特定ごみ	集積所	2月に 1回～ 月2回	市(委託)	乾電池・水銀体温計：保管後に資源化のため民間業者へ搬出 使い捨てライター：ガス点検後に埋立	無料	
資源ごみ	紙資源	集積所	月1～ 2回			市(委託)
		直接搬入	—	排出者又は許可業者		
	金属資源	集積所	月1～ 2回	市(委託)	資源化のため民間業者へ搬出(容器包装リサイクル法に基づく処理)	
		直接搬入	—	排出者又は許可業者		
	ガラスびん	リサイクルステーション	2月に 1回	市(委託)	市(委託)	
	ペットボトル	リサイクルステーション	2月に 1回	市(委託)	市(委託)	資源化のため民間業者へ搬出(容器包装リサイクル法に基づく処理)
	プラ資源	集積所	月2回 ～週1回	市(委託)	市(委託)	
生ごみ	集積所	週 2～3回	市(委託)	市(委託)	堆肥化	
粗大ごみ	戸別収集	年2回	市(委託)	南信州広域連合(直営) ごみ中間処理施設 桐林クリーンセンター	溶融	表3参照
				市(直営) 飯田市最終処分場 グリーンバレー千代	埋立	

※ 市の委託業者については、表6及び表7を参照

表3 粗大ごみの処理手数料

長さ、幅及び高さの合計	手数料
150cm 未満	1,150 円
150cm 以上 200cm 未満	1,800 円
200cm 以上 250cm 未満	2,450 円
250cm 以上 300cm 未満	3,100 円
300cm 以上 350cm 未満	3,750 円
350cm 以上 400cm 未満	4,400 円
400cm 以上 450cm 未満	5,050 円
450cm 以上 500cm 未満	5,700 円
500cm 以上	収集しない

イ 収集方式及び分別区分ごとの収集対象とするもの（家庭系ごみ）

- (ア) 集積所（生ごみ集積所を除く。）において収集するもの
 - a 収集当日午前7時まで、指定された集積所へ排出されたもの
 - b 1回の収集において、1世帯につきごみの分別区分ごとに3袋又は3束以内の量において排出されたもの
 - c 適正な分別がされているもの（表1による。）
 - d 既定のごみ処理手数料相当の収入証紙の印刷又は貼付がされているもの（表2による。）
 - e その他ごみの分別区分ごとの規定が守られているもの
 - (a) 燃やすごみ
 - i 指定袋に入る大きさのものについては、指定袋に入れられていること。
 - ii 指定袋に入らないものについては、以下の大きさ以内のもの又は形態のものであること。
 - (i) 板状のもの 1辺1m以下で、かつ、厚さ30cm以下に束ねられたもの
 - (ii) 棒状のもの 長さ1m以下で、かつ、直径30cm以下に束ねられたもの（1本の太さは10cm以下とする。）
 - (iii) 布団類 1枚ずつ畳むか丸めて縛られたもの（1回の収集に排出できるのは1世帯1枚までとし、雨の日には排出しないこと。）
 - (iv) その他のもの 幅及び奥行がそれぞれ1m以下であり、かつ、高さ30cm以下のもの
 - (b) 埋立ごみ
 - i 指定袋に入る大きさのものについては、指定袋に入れられていること。
 - ii 指定袋に入らないものについては、以下の大きさ以内のものであること。
 - (i) 板状のもの 1辺1m以下で、かつ、厚さ30cm以下に束ねられたもの
 - (ii) 棒状のもの 長さ1m以下で、かつ、直径30cm以下に束ねられたもの
 - (iii) じゅうたん類 長さ1m以下で、かつ、直径30cm以下に束ねられたもの
 - (iv) その他のもの 幅及び奥行がそれぞれ1m以下であり、かつ、高さ30cm以下のもの
 - (c) 特定ごみ
 透明な袋に入れられて埋立ごみの集積所にわかりやすいように排出されているもの又は備え付けの乾電池入れに入れられているもの
 - (d) 資源ごみ（紙資源）
 - i 段ボール、新聞紙又はその他紙に分別されていること。
 - ii 袋や箱に入れずに、1辺1m以下で、かつ、厚さ30cm以下にビニールひも等で十字にしばられていること。
 - (e) 資源ごみ（金属資源）
 - i 市の資源ごみ袋に入る大きさのものについては、市の資源ごみ袋に入れられていること。
 - ii 市の資源ごみ袋に入らないものについては、幅及び奥行がそれぞれ1m以下で、かつ、高さ30cm以下のものであること（自転車等は除く。）
 - (f) 資源ごみ（プラ資源）
 - i 市のプラ資源ごみ袋に入れられていること。
 - ii 食品等の残りがなく、かつ、汚れがないこと。
 - iii レジ袋等にまとめて入れられていないこと。

iv 発泡スチロール類は10cm以内に小さくすること。

v チューブ類は切って中をきれいにしてあること。

vi ボトル類のキャップははずしてあること。

(イ) 生ごみ集積所

a 収集当日午前5時30分から午前7時までに、指定された生ごみ集積所に用意されているポリバケツへ排出されたもの

b 適正な分別がされているもの（表1による。）

c 生ごみは水が切ってあること。

(ウ) リサイクルステーション

a 収集当日午前7時30分から午前9時までに、開設されたリサイクルステーションへ排出されたもの

b 適正な分別がされているもの（表1による。）

c その他ごみの分別区分ごとの規定が守られているもの

(a) ペットボトルはキャップ及びラベルが外され、洗浄され、かつ、潰されていること。

(b) ガラスびんはキャップが外され、かつ、洗浄されていること。

d 上記のほか、市長が定める規定が守られていること。

ウ 地区及び分別区分ごとの収集頻度（家庭系ごみ）

表4 地区別収集計画（集積所）

	地区名		燃やすごみ	埋立ごみ 資源ごみ (紙・金属)	プラ資源	生ごみ	
1	大門町 諏訪町		月 木	1/3金	金		
2	桜町 大王路 小伝馬町1 錦町 東新町		月 木	1/3金	金	火 金	
3	伝馬町		月 水 金	1/3金	金	火 金	
4	高羽町 宮ノ上 宮の前		火 金	1/3月	月		
5	小伝馬町2 浜井町 吾妻町 鈴加町		火 金	1/3月	月	火 金	
6	江戸浜町 江戸町 上馬場町 下馬場町		火 金	2/4水	水	火 金	
7	東栄町 二本松 仲ノ町		月 木	2/4水	水	火 金	
8	くつわ小路		月 木	1/3水	水	火 金	
9	東中央通		火 金	1/3水	水	火 金	
10	中央通り 大横町 通り町 松尾町		月 水 金	1/3火	火	火 金	
11	本町 知久町 下殿町 上常盤町 下常盤町 箕瀬町		月 水 金	1/3木	木	火 金	
12	水の手 愛宕町 南常盤町		月 木	1/3木	木		
13	扇町		月 木	1/3木	木	火 金	
14	大久保町 銀座 追手町 長姫町 主税町		月 水 金	1/3水	水	火 金	
15	羽場(大通・旭町を除く)		月 木	2/4火	火		
16	羽場(大通・旭町)		月 木	2/4火	火	火 金	
17	丸山		火 金	2/4月	月		
18	元町 東和町		月 木	1/3火	火	火 金	
	地区名		燃やすごみ	埋立ごみ・資源ごみ (紙・金属)		プラ資源	
19	座光寺		月 木	2/4月		月	
20	松尾	上溝 新井 寺所 久井 八幡	火 金	1/3水		水	
21		水城 城	火 金	2/4水		水	
22		代田 毛賀	月 木	2/4水		水	
23		明 清水 促進住宅	火 金	1/3木		木	
24		常盤台 県営松尾団地	火 金	2/4火		火	
25	下久堅		月 木	1/3月		月	
26	上久堅		火 金	1/3金		金	
27	千代		月 木	1/3木		木	
28	龍江		火 金	1/3金		金	
29	竜丘 川路		火 金	2/4金		金	
30	三穂		火 金	2/4金		金	
31	山本		火 金	1/3火		火	
32	伊賀良		火 金	2/4木		木	
	地区名		燃やすごみ	埋立ごみ	資源ごみ(紙・金属)		プラ資源
33	鼎	下山 東鼎 西鼎	月 木	2/4水	紙1/3火	金属2/4火	金
34		下茶屋 中平	月 木	2/4水	紙1/3金	金属2/4金	火
35		上茶屋 上山 一色	火 金	1/3水	紙1/3木	金属2/4木	月
36		切石 名古熊	火 金	1/3水	紙1/3月	金属2/4月	木
37	上郷	上黒田	月 木	1/3火	2/4月		月
38		下黒田北	月 木	1/3水	2/4月		月
39		下黒田南	月 木	2/4火	1/3月		月
40		下黒田東	月 木	2/4金	1/3月		月
41		丹保 北条 飯沼南	火 金	2/4水	1/3木		木
42		南条 別府上 別府下	火 金	1/3金	2/4木		木
43	上村	上町 中郷 程野 下栗	月 木	奇数月の 3/金	紙2/水	金属4/水	1/3水
44	南信濃	木沢 橋北	月 木	3又は4/金	紙4/水	金属2/水	1/3水
45		橋南 八重河内 南和田	月 木	1又は2/金	紙4/火	金属2/火	1/3火

表5 地区別収集計画（リサイクルステーション）

回収日	地区	場所	備考
偶数月 第1土曜日 (4月2日) (6月4日) (8月6日) (10月1日) (12月3日) (2月4日)	橋北	橋北臨時駐車場	
	橋南	県飯田合同庁舎前	
	羽場	羽場公民館	
	丸山	砂払浄水場下	
	座光寺	JAみなみ信州座光寺旧選果場	
	松尾	常盤台集会所	
	川路	川路2区公民館下	
	三穂	三穂自治振興センター駐車場	
	三穂	下瀬悠愛館	
	伊賀良	北方入野選果場跡	
	伊賀良	下殿岡八幡社内公会堂前	
	鼎	切石杉の子館(旧鼎西保育園)	
	鼎	久米路橋際	
偶数月 第2土曜日 (4月9日) (6月11日) (8月13日) (10月8日) (12月10日) (2月11日)	上郷	国土交通省飯沼第3 宿舎前	
	橋南	愛宕加藤酒店前駐車場	
	東野	武道館裏駐車場	
	松尾	久井集会所	
	松尾	清水コミュニティ消防センター前駐車場	
	下久堅	旧下久堅公民館前駐車場	
	千代	米川公会堂	
	龍江	尾科公民館前	
	竜丘	時又ふれあいセンター横	
	川路	川路6区コミュニティセンター前	
	山本	山本公民館駐車場	
	伊賀良	中村会館	
	鼎	上山区民センター	
	上郷	下黒田東コミュニティ消防センター前	
	上郷	上郷そさい集荷所(南条)	
上郷	御殿山コミュニティセンター		
上村	上村自治振興センター駐車場		
南信濃	B&G海洋センター駐車場		
偶数月 第3土曜日 (4月16日) (6月18日) (8月20日) (10月15日) (12月17日) (2月18日)	橋北	浜井町県職員住宅前	
	羽場	正永町2丁目集会所	
	東野	宮ノ上堤公園	
	松尾	八幡町第2公会堂	
	松尾	八幡様駐車場	
	下久堅	富田沢橋際	
	上久堅	上久堅農村広場	
	龍江	龍江公民館駐車場	
	川路	JAみなみ信州川路事業所駐車場	
	三穂	立石消防詰所横	
	伊賀良	昭和消防詰所横	
	伊賀良	三尋石市営集会所	
	鼎	一色公民館	
	上郷	北条遊園地	
上郷	五十川商店前		

回収日	地 区	場 所	備 考
偶数月 第4土曜日 (4月 23日) (6月 25日) (8月 27日) (10月 22日) (12月 24日) (2月 25日)	橋南	御蔵公会堂	
	丸山	飯田信用金庫上飯田支店上	
	座光寺	座光寺自治振興センター下駐車場	
	松尾	新井コミュニティ消防センター	
	松尾	寺所コミュニティ消防センター横公園	
	上久堅	旧平栗分校下	
	千代	法山振興センター	
	千代	野池公民館駐車場	
	千代	荻坪生活センター前	
	竜丘	上川路公民館	
	川路	川路8区マレットゴルフ場駐車場	
	山本	箱川郷づくり研修センター	
	伊賀良	伊賀良公民館	
	伊賀良	北方山口選果場	
	鼎	名古屋公民館駐車場	
	奇数月 第1土曜日 (5月 7日) (7月 2日) (9月 3日) (11月 5日) (1月 7日) (3月 4日)	上郷	下黒田南多世代交流プラザ前
上村		中郷コミュニティセンター駐車場	
南信濃		梨元ていしやば横	
橋北		橋北臨時駐車場	
羽場		メルクス駐車場	
東野		高羽町駅西公園	
松尾		毛賀区民会館	
下久堅		広域農道柏原登口	
千代		下村公会堂	
千代		千代丘公園前	
龍江		龍江4区コミュニティ消防センター	
三穂		三穂自治振興センター駐車場	
山本		南平研修センター	
伊賀良		三日市場研修センター	
鼎		飯田信用金庫鼎支店駐車場	
奇数月 第2土曜日 (5月 14日) (7月 9日) (9月 10日) (11月 12日) (1月 14日) (3月 11日)		鼎	下山区民会館
	上郷	上黒田集落センター前	
	上郷	黒田橋上柏原登口辻	
	上郷	飯沼公会堂	
	橋北	大門町自治会館	
	橋南	飯田市役所土木倉庫横	
	丸山	押洞森竹アパート上	
	座光寺	中河原集会所	
	松尾	明コミュニティ防災センター駐車場	
	松尾	上溝集会所	
	下久堅	南原構造改善センター	
	千代	毛呂窪公民館	
	竜丘	竜丘公民館駐車場	
	川路	川路3区消防詰所横	
	三穂	JAみなみ信州三穂事業所駐車場	
	奇数月 第2土曜日 (5月 14日) (7月 9日) (9月 10日) (11月 12日) (1月 14日) (3月 11日)	山本	久米会館
伊賀良		旭中運動場入り口	
鼎		西鼎公園	
上郷		別府児童館	
上郷		城東3号公園	
上村		程野区民センター駐車場	
南信濃		遠山中学校駐車場	

回収日	地 区	場 所	備 考
奇数月 第3土曜日 (5月 21日) (7月 16日) (9月 17日) (11月 19日) (1月 21日) (3月 18日)	橋南	城下グラウンド	
	羽場	羽場第1公会堂	
	丸山	今宮神社参道横	
	東野	吾妻橋上公園	
	座光寺	大堤児童遊園地	
	松尾	代田公民館	
	松尾	飯田女子短大西門前	
	下久堅	下虎岩コミュニティ消防センター上駐車場	
	上久堅	上久堅農村広場	
	龍江	太田上県道待避所	
	竜丘	駄科諏訪神社横	
	川路	天竜峡ソーマ化粧品前	
	伊賀良	北方会館	
	鼎	飯田商工会議所鼎支所駐車場	
上郷	下黒田北研修センター上		
奇数月 第4土曜日 (5月 28日) (7月 23日) (9月 24日) (11月 26日) (1月 28日) (3月 25日)	橋北	飯田創造館駐車場前	
	橋南	飯田信用金庫西支店	
	松尾	松尾自治振興センター北側スペース	
	松尾	水城コミュニティ消防センター	
	上久堅	上平集落センター前駐車場	
	龍江	龍江1区公民館	
	竜丘	長野原区民センター前	
	川路	川路5区祢弥沢橋下	
	山本	二ツ山集会所	
	伊賀良	育良町記念会館	
	伊賀良	上殿岡長姫タクシー駐車場	
	鼎	JAみなみ信州鼎支所駐車場	
	上郷	別府上コミュニティセンター	
	上郷	丹保農村公園駐車場	
上村	下栗総合交流会館前庭		
南信濃	多目的センター前		
南信濃	八重河内地区館前		

表6 一般廃棄物収集運搬委託業者

業者名	代表者氏名	住 所	備考
(有)飯田美掃	木下 泰男	飯田市龍江 414 番地	
(有)片桐清掃	片桐 敏郎	飯田市下久堅下虎岩 483 番地6	
(有)福岡清掃事業所	福岡 勲	飯田市下久堅下虎岩 526 番地1	
飯田クリーン(有)	相津 博人	飯田市大王路2丁目4番地2	
(有)カメヤマ	亀山 篤司	飯田市鼎中平 2282 番地3	
株五十川商店	五十川 賢治	飯田市上郷黒田 838 番地1	
(有)宮口屋	犬飼 稔	飯田市川路 2875 番地	
(有)竹原運送店	竹原 広司	飯田市上郷飯沼 519 番地1	
ジャーナル商事(株)	松下 清高	飯田市高羽町3丁目1番地 11	

表7 一般廃棄物中間処理委託業者

業者名	代表者氏名	住 所	対象となるごみの種類
(株)マエダ	前田 賢二	飯田市松尾上溝 3141 番地	資源ごみ(紙資源、金属資源、プラ資源)
前田産業(株)	前田 隆	飯田市松尾町2丁目 16 番地	資源ごみ(紙資源、金属資源、プラ資源)
(有)ナカタ商事	仲田 政子	飯田市松尾代田 862 番地 4	資源ごみ(紙資源、金属資源)
(有)いいだ有機	平澤 和彦	飯田市下久堅下虎岩 493 番地	資源ごみ(生ごみ)
(株)丸硝	堤 俊彦	岐阜県大垣市荒尾町 674 番地	資源ごみ(ガラスびん)
前田産業(株)	前田 隆	飯田市松尾町2丁目 16 番地	資源ごみ(ガラスびん、ペットボトル)
(公社)日本容器包装リサイクル協会	足立 直樹	東京都港区虎ノ門 1-14-1	資源ごみ(プラ資源)
(株)マエダ	前田 賢二	飯田市松尾上溝 3141 番地	埋立ごみ(使用済小型電子機器等)
JFE条鋼(株)水島製造所	小山内 寿	岡山県倉敷市水島川崎通 1 丁目 5 番 2	特定ごみ(乾電池)
	未定		特定ごみ(水銀体温計)

(2) 事業系ごみ

事業系一般廃棄物については、事業者が自らの責任において適正に処理することとしています。

収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者によるものとしています。

処分については、燃やすごみについては、桐林クリーンセンターでの受け入れも行っています(表 2 燃やすごみ直接搬入欄に準ずる。)

その他の事業系一般廃棄物については、一般廃棄物処分業許可業者によるものとしています。

なお、グリーンバレー千代では事業系のごみは受け入れていません。

(3) 市が収集しない一般廃棄物の概要

表8 市が収集しない一般廃棄物の概要

区 分	例 示	処理方法に係る市長の指示
家電リサイクル法 対象品目 (家庭系ごみ)	テレビ (ブラウン管式) (液晶式) (プラズマ式) エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機	排出者は、当該製品を購入した小売店、買替えをする小売店 又は最寄りの小売店へ既定のリサイクル料金及び収集運搬料 金を支払って引取りを依頼するか、あらかじめ郵便局にて既定 のリサイクル料金を支払い、自ら又は一般廃棄物収集運搬許 可業者へ依頼し、定められた「指定引き取り場所」へ搬入する ものとする。 <指定引き取り場所> 前田産業(株)(飯田市上郷別府 3341 番地3) (有)丸伝運送 高森物流センター(高森町下市田 3210 番地 12)
家庭用パソコン (家庭系ごみ)	デスクトップパソコン本体 ノートパソコン ディスプレイ	排出者は、当該製品を製造したメーカーへ、回収を行うメーカ ーがない場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会へ回収 を依頼するものとする。
在宅医療廃棄物 (家庭系ごみ)	注射針又は注射針がつい たもの (ペン型自己注射針、 インスリン注入器、血 糖値測定器など) 血液、体液が付着したもの 感染性があるもの	排出者は、当該一般廃棄物については、受け取った医療機関 へ返却するものとする。
専門業者へ 直接処理を 依頼するもの (家庭系ごみ)	自動車のタイヤ 自動車のバッテリー 風呂釜 消火器 薬品 スプリングマット 充電池 など	排出者は、当該一般廃棄物については、当該品目を取り扱う 業者へ処理を依頼するものとする。

区 分	例 示	処理方法に係る市長の指示
大型のごみ (家庭系ごみ)	集積所に排出できない 大きさの燃やすごみ	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼し、行うものとする。また、当該一般廃棄物の処分については、南信州広域連合長が適当と認めたものについては、南信州広域連合のごみ中間処理施設へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分許可業者へ依頼し、行うものとする。
	集積所に排出できない 大きさの埋立ごみ	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼し、行うものとする。また、当該一般廃棄物の処分については、市長が適当と認めた物については、飯田市最終処分場へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分許可業者へ依頼し、行うものとする。
	集積所に排出できない 大きさの資源ごみ	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者等へ依頼し、行うものとする。また、当該一般廃棄物の処分については、市長が適当と認めた物については、飯田市が中間処理を委託した業者へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外の物については、一般廃棄物処分許可業者等へ依頼し、行うものとする。
大量のごみ (家庭系ごみ)	集積所に排出できない 量の燃やすごみ	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼し、行うものとする。また、当該一般廃棄物の処分については、南信州広域連合長が適当と認めた物については、南信州広域連合のごみ中間処理施設へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外の物については、一般廃棄物処分許可業者へ依頼し、行うものとする。
	集積所に排出できない 量の埋立ごみ	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼し、行うものとする。また、当該一般廃棄物の処分については、市長が適当と認めた物については、飯田市最終処分場へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外の物については、一般廃棄物処分許可業者へ依頼し、行うものとする。
	集積所に排出できない 量の資源ごみ	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者等へ依頼し、行うものとする。当該一般廃棄物の処分については、市長が適当と認めたものについては、飯田市が中間処理を委託した業者へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外の物については、一般廃棄物処分許可業者等へ依頼し、行うものとする。
事業系一般廃棄物	事業活動に伴い発生した 一般廃棄物	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者等へ依頼し、行うものとする。また、当該一般廃棄物の処分については、南信州広域連合長が適当と認めた物については、南信州広域連合のごみ中間処理施設へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外の物については、一般廃棄物処分許可業者等へ依頼し、行うものとする。

3 ごみの処理施設

(1) 中間処理施設の概要

表 9 中間処理施設の概要

施設名称	所在地	種別	処理能力
飯田市堆肥センター	飯田市下久堅 下虎岩 317 番地 19	堆肥化施設	23t/日
南信州広域連合ごみ中間処理施設 桐林クリーンセンター	飯田市桐林 2254 番地 47	熔融施設	全連続燃焼式 ガス化熔融炉 46.5t/24h×2炉

(2) 最終処分場の概要

表 10 最終処分場の概要

施設名称	所在地	種別	処理能力
飯田市最終処分場 グリーンバレー千代	飯田市千栄 1677 番地4	埋立処分地 (管理型)	埋立面積 13,800 m ² 埋立容積 101,000 m ³

4 平成 28 年度 ごみの排出量及び処理量等計画値

表 11 平成 28 年度 ごみの排出量及び処理量等計画値

項 目	単 位	計 画 値	備 考
人口	人	102,000	
総排出量	t/年	26,946	
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	578	
計画収集量	g/人・日	531	
燃やすごみ	g/人・日	290	
埋立ごみ	g/人・日	47	
資源ごみ	g/人・日	194	
直接搬入量	g/人・日	21	
燃やすごみ	g/人・日	16	
埋立ごみ	g/人・日	5	
集団回収量	g/人・日	26	
家庭系ごみ排出量	t/年	21,530	
計画収集量	t/年	19,780	
燃やすごみ	t/年	10,797	
埋立ごみ	t/年	1,750	
資源ごみ	t/年	7,233	
紙資源	t/年	4,646	
金属資源	t/年	514	
ガラスびん	t/年	410	
ペットボトル	t/年	82	
プラ資源	t/年	1,415	
その他	t/年	15	
生ごみ	t/年	151	
直接搬入量	t/年	782	
燃やすごみ	t/年	596	
埋立ごみ	t/年	186	
集団回収量	t/年	968	
事業系ごみ排出量	t/年	5,416	
自家処理量	t/年	619	
中間処理量	t/年	16,960	
焼却処理量	t/年	16,809	
堆肥化量	t/年	151	
最終処分量	t/年	2,407	
処理後再生利用量	t/年	739	
うちスラグ	t/年	546	
家庭ごみ計画収集量+直接搬入量	t/年	20,562	
再資源化量	t/年	8,789	
再資源化率	%	32.6	
家庭系ごみ再資源化率	%	35.2	

5 事業実施計画

(1) リデュース（発生抑制）及びリユース（再利用）の推進

区 分	取 組	内 容
ア 家庭から排出されるごみの減量化の推進	(ア) 家庭から排出される生ごみの減量	生ごみ処理機器の購入費に対し、その一部を補助金として交付します。
	(イ) 買い物時の簡易包装化の推進	南信州レジ袋削減推進協議会へ参加し、マイバッグ持参運動等を推進します。
	(ウ) 桐林リサイクルセンターを活用する団体への支援	南信州広域連合の桐林リサイクルセンターを活用してリデュース・リユースの推進を図る団体への支援等を検討します。
	(エ) 家庭から排出されるごみを減量する方法の研究	ごみの適正処理啓発市民ボランティアをはじめ、市民と市が連携し、家庭から排出されるごみを減量する方法を研究します。
イ 事業所から排出されるごみの減量化の促進	南信州いいむす21等の環境マネジメントシステムに基づく自主的な計画による、事業系一般廃棄物の減量	事業者に対し、環境マネジメントシステムの認証取得を促進することで、事業系一般廃棄物の減量を推進します。

(2) リサイクル（再資源化）の推進

区 分	取 組	内 容
ア 原材料利用としてのリサイクル	(ア) 容器包装リサイクルの推進	容器包装リサイクル法に基づき、家庭から排出されるペットボトル、ガラスびん（その他色）及びその他のプラスチック製容器包装の収集運搬及び再資源化を推進します。
	(イ) その他リサイクルの推進	家庭から排出される紙類、金属類、ガラスびん（透明及び茶色）及び特定ごみの収集運搬及び再資源化を推進します。
	(ウ) リサイクルステーションの適切な運営と管理の推進	各地区まちづくり委員会への委託により、リサイクルステーションの適切な運営と管理を行います。
	(エ) 家庭生ごみ分別収集の実施及び堆肥センターの管理運営	旧市内の一部地域において、家庭から排出される生ごみを分別収集し、畜産農家から排出される家畜ふん尿などとともに飯田市堆肥センターで堆肥化します。飯田堆肥センターの運営は委託により行い、見学会も実施します。
	(オ) 各地区まちづくり委員会との協働によるごみの組成調査の実施	各地区まちづくり委員会との協働により、燃やすごみと埋立ごみの組成調査を実施し、結果を公表することで、リサイクルに係る市民の意識の向上を図ります。
	(カ) ごみ処理費用負担制度の運用	ごみの排出者にごみの排出量に応じてごみ処理手数料の負担を求めることにより、ごみの減量を図ります。
	(キ) 溶融スラグの活用	桐林クリーンセンターで燃やすごみの溶融処理に伴って生成される溶融スラグについて、公共事業をはじめとした建設資材としての活用を促進します。
イ 市民・事業者のリサイクル活動支援	(ア) 南信州いいむす21等の環境マネジメントシステムに基づく自主的な計画による、事業系一般廃棄物の再資源化の促進	事業者による環境マネジメントシステムに基づく廃棄物の再資源化を促進します。
	(イ) 食品スーパー等の店頭回収の利用促進	飯田市のウェブサイト等による広報を通じ、食品スーパー等における店頭回収の利用を促進します。
	(ウ) 資源物回収団体への活動支援	市内に居住する者で組織され、あらかじめ飯田市資源物回収団体連絡協議会へ登録された営利を目的としない団体に補助金を交付し、活動を支援します。

区 分	取 組	内 容
ウ リサイクル製品の 利用及び再利用の 推進	(ア) 公共物品購入における グリーン調達への推進	市の調達する物品について、「飯田市グリーン購入基本方針」及び「飯田市グリーン購入調達指針」に基づき、環境負荷の少ない物品の購入を推進するとともに、飯田市環境配慮型製品「ぐりいいんだ」の活用を推進します。
	(イ) 南信州いいむす21等の 環境マネジメントシステム に基づく自主的な計画に よる、環境負荷の少ない 製品利用の促進	事業者による環境マネジメントシステムに基づく環境負荷の少ない製品の利用を促進します。

(3) 適正な処理の推進

区 分	取 組	内 容
ア 市民生活における 適正処理の推進	(ア) 市民参加で取り組むご みのないまちづくり	まちづくり委員会との協働により、ごみの適正処理の普及啓発を図ります。アパート等の集合住宅については、管理者等が集積所の設置や居住者に対するごみの適正処理の指導を行うよう、働きかけていきます。
	(イ) ごみ集積所の適切な運 営と管理の推進	家庭からの排出段階におけるごみの適正化を図るため、各地区まちづくり委員会への委託により、ごみ集積所の適切な運営と管理を行います。
	(ウ) 集積所看板の設置	必要に応じて集積所看板を設置します。また、外国人への対応として、必要に応じて外国語の集積所看板を設置します。
	(エ) ごみ・リサイクルカレンダ ー、ごみ分別ガイドブック の作成、配布、閲覧	ごみ・リサイクルカレンダーを作成し、各戸へ配布するとともに、市の公式ウェブサイトにて閲覧できるようにします。また、ごみ分別ガイドブックについても、市の公式ウェブサイトにて閲覧できるようにします。
	(オ) 不適切な野外焼却の禁 止	市民による廃棄物の違法かつ不適切な野外焼却を禁止する啓発を行います。
	(カ) 粗大ごみ戸別収集の推 進	家庭から排出される、自ら運搬できない粗大ごみを有料で戸別収集します。
	(キ) 在宅医療廃棄物の適正 処理	在宅医療廃棄物について、飯田医師会、飯田下伊那薬剤師会、行政機関等と連携し、適正な処理を推進します。
イ 事業における適正 処理の促進	(ア) 適正分別及び適正排出 の促進	事業者が事業系一般廃棄物を家庭系ごみの集積所へ排出したり、産業廃棄物を混入させたりすることのないよう、適正処理を促進します。
	(イ) 不適切な野外焼却の禁 止	事業者による廃棄物の違法かつ不適切な野外焼却を禁止する啓発を行います。
ウ ごみの収集運搬業 務委託における適 正処理の推進	家庭から排出されるごみ の収集運搬業者に対する適 正処理の指導監督	市が委託するごみの収集運搬業務に関し、各種法制度の遵守を徹底させるとともに、一般廃棄物処理計画に基づく適正な処理を推進します。また、月に1回委託業者と懇談会を開き、市民からの要望や業者からの意見を聞く中で、さらなる業務の改善を促進していきます。
エ 適正な処理のため の調査研究等	(ア) ごみの性状、適正処理 方法などについての調査 研究及び情報収集	長野県、南信州広域連合及びその構成町村等と連携し、適正かつ効率的なごみ処理について研究します。
	(イ) 市民との協働によるごみ の調査データの活用	各地区まちづくり委員会との協働によるごみの組成調査等、市民との協働により調査したデータを適正な処理のための研究に活用していきます。

区 分	取 組	内 容
オ 不法投棄対策の推進	(ア) 不法投棄者への厳正な対処	意図的、計画的に行われたと考えられる不法投棄について、警察、県等の行政機関と連携し、現行法令により厳正に対処します。
	(イ) 適正な処理の周知	家電リサイクル法に定められる家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶又はプラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機又は衣類乾燥機）など、その処理の方法が指定されているものについて、処理方法の周知を図ります。
	(ウ) パトロールの推進	地区ごとに1名の不法投棄パトロール員を任用し、不法投棄防止のためのパトロールを実施します。また、環境美化指導員によるパトロールを実施します。
	(エ) 環境美化による不法投棄されにくい環境づくりの推進及び支援	飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例に基づき、不法投棄対策を推進するために環境美化指導員を置き、監視や指導を強化し、地域の環境美化に努めます。特に環境美化重点路線等の指定による重点的な指導、監視を行うとともに、地域が取り組む美化活動を支援し、ポイ捨て等を含む不法投棄の抑制を図ります。また、春と秋に行われるごみゼロ運動の日を中心に一斉清掃などの環境美化運動を支援します。
	(オ) 不法投棄防止対策設備設置への支援	まちづくり委員会が不法投棄常習場所において設置するフェンスやネット、看板、監視カメラ等の不法投棄防止対策設備に対して、補助金を交付します。
	(カ) 放置自動車への適切な対応	放置自動車について、条例に基づく調査を行い、使用者等への指導、廃物認定及び処分等を行います。
	(キ) 不法投棄が多い廃棄物の特別回収の実施の検討	不法投棄が多い廃棄物の品目について、事業者等と連携した特別回収等の実施を検討します。
カ 死亡獣畜の回収	死亡獣畜の回収	道路上及び公共の場の環境衛生を保持するために、業者への業務委託により死亡獣畜を回収します。

(4) 処理施設の適正管理と整備への協力

区 分	取 組	内 容
ア 最終処分場の適正な管理	(ア) グリーンバレー千代の排水の定期的な検査及び安全な管理の実施	桐林クリーンセンターで発生する残さについて、グリーンバレー千代で埋立処分します。また、法令に定められる技術上の基準に基づき、グリーンバレー千代を適切に管理していきます。
	(イ) 処分場跡地の適正な管理	埋立を終えたイタチガ沢最終処分場について、周辺の土壌及び水質に係る定期的な検査、のり面整備等を実施します。
イ 飯田市最終処分場（グリーンバレー千代）の延命化	(ア) 南信州広域連合次期ごみ中間処理施設の稼働を見据えた埋立計画の研究	平成 29 年度に予定される南信州広域連合次期ごみ中間処理施設稼働を見据えた飯田市最終処分場の埋立計画について、研究を進めます。
ウ 南信州広域連合が行う事業への協力	(ア) 桐林クリーンセンターの効率的かつ適正な運営への協力	ごみの削減やリサイクルに関する社会動向や市民の取組状況等を把握し、桐林クリーンセンターの効率的かつ適正な運営に協力します。
	(イ) 桐林クリーンセンターの利用促進への協力	桐林リサイクルセンターの利用促進について協力します。
	(ウ) ごみ処理施設更新に向けての協力	南信州広域連合が建設する次期ごみ処理施設の稼働に向けた検討等に協力します。

(5) 啓発活動ほか

区 分	取 組	内 容
ア 地域団体との連携	(ア) 各地区まちづくり委員会等と連携したごみの削減と適正処理の推進	各地区まちづくり委員会等、資源物回収団体、消費者団体、女性団体等と協力し、ごみの減量と適正処理を推進します。
	(イ) 各地区まちづくり委員会と連携した環境美化推進事業への支援	各地区まちづくり委員会が主体となって実施する環境美化推進事業への支援を行います。
イ 市民・事業者による自主的な活動の支援	(ア) 公共施設の美化の推進	環境マネジメントシステム等に基づき、公共施設の美化を推進します。
	(イ) 地域の環境美化の推進	地域の美化活動を通じ、ごみの分別の徹底、ごみの減量を図ります。
	(ウ) 市民との協働による取組の研究	ごみの適正処理啓発市民ボランティアとの協働により、ごみ減量、適正処理等の取組方法等の研究を実施します。
	(エ) ボランティアごみ袋の交付による公共区域の清掃活動の支援	奉仕活動で公共区域の清掃活動を行う個人又は各種団体へボランティア袋を交付することにより活動の支援を行います。
ウ 普及啓発の推進	(ア) 環境衛生施設の見学	ごみ処理施設など、環境衛生施設の見学を行い、先進事例などを地域の環境美化活動に役立てます。
	(イ) ごみ分別学習会等への講師の派遣	廃棄物の適正な処理について知識を有する市民を環境アドバイザーとして登録し、地域等で開催されるごみ分別学習会等へ講師として派遣します。
エ 学校教育におけるごみの適正処理に関する知識の普及	(ア) 小学生向け副読本の配布	ごみ処理に関する知識の普及を図るため、市内小学校4年生を対象に副読本を配布します。
	(イ) 適正な廃棄物処理に対する意識の高揚	市内小学校4年生を対象に自然環境保全(ごみの散乱防止等を含む)ポスターを募集し、優秀な作品の表彰、展示等を通じ、廃棄物の適正な処理等に対する意識の高揚を図ります。
	(ウ) 資源回収を通じた環境学習の推進	小中学校のPTAを中心とした古紙等の資源物の回収を推進します。また、給食で発生する調理くずや食べ残しなどの生ごみの堆肥化を推進します。
	(エ) 学習会等の講師紹介	社会見学等の講師として環境アドバイザーを紹介します。
	(オ) 学校いいむすの取組の推進	小中学校における環境マネジメントシステムの取組により、義務教育においてごみの減量や適正な分別などを学びます。
オ 他の行政機関との連携	(ア) 近隣町村との連携による、ごみの適正かつ効率的な処理の実施	必要に応じて随時実施します。
	(イ) 県との連携によるごみの適正かつ効率的な処理の実施	必要に応じて随時実施します。
	(ウ) その他関係団体などとの協力による適正処理の実施	必要に応じて随時実施します。

(6) 重点課題

区 分	取 組	内 容
ア 南信州広域連合が建設する次期ごみ中間処理施設(稲葉クリーンセンター)の稼働に伴うごみ処理体制の変更	(ア) 稲葉クリーンセンター稼働後の新たなごみ処理体制の検討及び決定、住民周知の実施	稲葉クリーンセンターでのごみ焼却処理の開始(平成29年12月予定)に伴って変更される燃やすごみの分別内容の決定をはじめ、3Rの推進や循環型社会の形成に向けた取組、高齢化社会への対応などを踏まえて、新たなごみ処理体制を構築し、住民への周知を行います。

別表

1 一般廃棄物処理（収集、運搬又は処分）許可業者

(1) 収集又は運搬

別表 1 一般廃棄物処理業者（収集又は運搬）許可業者（番号には欠番があります。）

番号	事業者名及び事業者の住所	家庭系ごみ	事業系ごみ
1	(有)アースクリーン 下伊那郡喬木村 7217 番地2	—	特別管理廃棄物を除く。
2	(株)アイ・コーポレーション 岡谷市川岸東1丁目4番 23 号	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理廃棄物を除き、特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を含む。
3	青山 幸男 飯田市鼎上山 3687 番地3	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	—
4	(株)あずさ環境保全 松本市波田 2019 番地	—	特別管理廃棄物を除き、契約事業者から排出されるものに限る。
5	飯田クリーン(有) 飯田市大王路2丁目4番地2	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
6	飯田清掃(株) 飯田市鼎名古熊 2423 番地1	特別管理廃棄物を除き、し尿及び動物死骸に限る。	
7	(有)飯田美掃 飯田市龍江 414 番地	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
8	(株)五十川商店 飯田市上郷黒田 838 番地1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
9	(株)イナック 上伊那郡宮田村 5339 番地1	—	特別管理廃棄物を除き、資源化できる紙、段ボール、鉄及び非鉄金属に限る。
10	エコトピア飯田(株) 飯田市上郷黒田 366 番地1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
11	(株)恵那興業 下伊那郡阿智村駒場 2007 番地	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理廃棄物を除き、特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を含む。
12	(有)恵比寿産業 駒ヶ根市赤穂 14 番地 672	下伊那郡松川町で収集したものの市内処理施設へ運搬する場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理廃棄物を除く。
13	(有)遠藤産業 上伊那郡辰野町大字伊那富 2156 番地3	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
14	小野寺 勝 飯田市上郷黒田 768 番地7	—	特別管理廃棄物を除き、契約事業者が排出するものに限る。
15	(有)春日井リサイクル 飯田市鼎名古熊 2093 番地3	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
16	(有)片桐清掃 飯田市下久堅下虎岩 483 番地6	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理廃棄物を除き、特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を含む。
17	(有)加藤産業 下伊那郡高森町下市田 2422 番地の 52	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
18	(有)カメヤマ 飯田市鼎中平 2282 番地3	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理廃棄物を除き、特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を含む。
19	北沢 美義 飯田市東中央通 3050 番地2	大型・大量の場合に限る。	—
20	(有)協和産業 飯田市松尾寺所 7451 番地 2	—	特別管理廃棄物を除く。
21	特定非営利活動法人くれよん 飯田市宮ノ上 3923 番地1	大型・大量の場合に限る。	—

番号	事業者名及び事業者の住所	家庭系ごみ	事業系ごみ
22	黒澤 雄太 下伊那郡喬木村 287 番地5		特別管理廃棄物を除く。ただし、喬木村、豊丘村内から排出されたものは、市内処理施設へ運搬する場合に限る。
23	(株)シーテック 名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目 45 番地		特別管理廃棄物を除き、水力発電所のダム管理における流木、落ち葉等に限る。
24	シブキヤ建設(株) 下伊那郡松川町元大島 2715 番地 47	下伊那郡松川町、高森町、豊丘村、大鹿村で収集したものを市内処理施設へ運搬する場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
25	島岡 茂 飯田市宮の前 4004 番地1	—	特別管理廃棄物を除く。
26	(有)島菊花堂 飯田市知久町4丁目 1230 番地6	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
27	ジャーナル商事(株) 飯田市高羽町三丁目1番地 11	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除き、生ごみを含む。
28	(有)セーブ 飯田市大瀬木 2720 番地1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
29	園原住興(有) 下伊那郡阿智村伍和 5071 番地4	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
30	(有)タカハ 飯田市松尾明 7714 番地1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
31	宝資源開発(株) 長野市青木島町青木島乙 661 番地	—	特別管理廃棄物を除く。
32	(有)竹原運送店 飯田市上郷飯沼 519 番地1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
33	(有)竹原建材 飯田市上郷飯沼 3282 番地1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
34	(有)ダスト 飯田市鼎名古熊 1748 番地	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
35	多摩川ロジスティック(株) 飯田市毛賀 1020 番地	—	特別管理廃棄物を除く。
36	(有)千葉量店 飯田市小伝馬町1丁目 37 番地	大型又は大量の場合の燃やすごみに限る。	—
37	長豊建設(株) 飯田市座光寺 5558 番地1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
38	(有)トランスパック 飯田市毛賀 208 番地	—	特別管理廃棄物を除く。
39	直富商事(株) 長野市大字大豆島 3397 番地6	—	特別管理廃棄物を除き、生ごみを含む。
40	中平商店 下伊那郡豊丘村大字河野 332 番地1	下伊那郡豊丘村で収集した特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器の運搬に限る。	
41	(有)ナカタ商事 飯田市松尾代田 862 番地4	大型又は大量の場合の燃やすごみに限る。	特別管理廃棄物を除き、燃やすごみに限る。
42	中日本ロード・メンテナンス東海(株) 名古屋市中区錦一丁目3番 18 号	—	特別管理廃棄物を除く。
43	(有)長野県環境開発 飯田市中央通り1丁目 26 番地	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理廃棄物を除き、特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を含む。
44	永山 上学 飯田市川路 4667 番地3	—	特別管理廃棄物を除く。
45	(株)那須屋興産 伊那市西町 6612 番地2	下伊那郡高森町で収集したものを市内処理施設へ運搬する場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。ただし、下伊那郡高森町、豊丘村で収集したものを市内処理施設へ運搬する場合に限る。
46	(有)南信チップセンター 飯田市上殿岡 359 番地1	木くずに限る。	特別管理廃棄物を除き、木くずに限る。

番号	事業者名及び事業者の住所	家庭系ごみ	事業系ごみ
47	二吉建設(株) 飯田市下久堅下虎岩 975 番地	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
48	(株)BISO 伊那市東春近 549 番地3	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
49	ファミリー飯田店 下伊那郡下條村陽阜 6262 番地	阿智村及び下伊那南部5か町 村で収集した燃やすごみを市内 処理施設へ運搬する場合及び 特定家庭用機器再商品化法に 規定する特定家庭用機器を運 搬する場合に限る。	—
50	(有)福岡清掃事業所 飯田市下久堅下虎岩 526 番地1	大型又は大量の場合及び特定 家庭用機器再商品化法に規定 する特定家庭用機器に限る。	特別管理廃棄物を除き、特定家 庭用機器再商品化法に規定す る特定家庭用機器を含む。
51	(有)富士ビルサービス 飯田市鼎中平 1968 番地3	—	特別管理廃棄物を除く。ただ し、下伊那郡阿智村、豊丘村で 収集したものを市内処理施設へ 運搬する場合に限る。
52	(株)マエダ 飯田市松尾上溝 3141 番地	—	特別管理廃棄物を除く。
53	前田産業(株) 飯田市松尾町2丁目 16 番地	大型又は大量の場合及び特定 家庭用機器再商品化法に規定 する特定家庭用機器に限る。	特別管理廃棄物を除き、特定家 庭用機器再商品化法に規定す る特定家庭用機器を含む。
54	(有)牧野産業 飯田市鼎下山 814 番地3	大型又は大量の場合及び特定 家庭用機器再商品化法に規定 する特定家庭用機器に限る。	特別管理廃棄物を除き、特定家 庭用機器再商品化法に規定す る特定家庭用機器を含む。
55	(有)松岡産業 駒ヶ根市赤穂 14616 番地 25	—	特別管理廃棄物を除き、契約業 者から排出される資源化できな い廃棄書類等に限る。
56	(株)マルケイ 飯田市松尾上溝 3033 番地3	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
57	丸忠リサイクル(株) 上伊那郡宮田村 2900 番地1	—	特別管理廃棄物を除き、市内及 び下伊那郡松川町の事業者か ら排出されたものを市内処理施 設へ運搬する場合に限る。
58	(有)ミウラ 飯田市山本 6726 番地 64	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
59	(有)ミツイシ 木曾郡南木曾町吾妻 2511 番地	大型又は大量の場合及び特定 家庭用機器再商品化法に規定 する特定家庭用機器に限る。	特別管理廃棄物を除き、特定家 庭用機器再商品化法に規定す る特定家庭用機器を含む。
60	(有)宮口屋 飯田市川路 2875 番地	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
61	(有)メンテナンス矢澤 飯田市松尾城 4124 番地1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
62	森 俊得 飯田市上殿岡 484 番地5	—	特別管理廃棄物を除き、契約事 業者から排出された生ごみを収 集し、飼料として運搬する場 合に限る。
63	矢澤 一人 飯田市北方 341 番地	大型又は大量の場合及び特定 家庭用機器再商品化法に規定 する特定家庭用機器に限る。	—
64	横田商事 飯田市羽場町3丁目 11 番地1	—	特別管理廃棄物を除く。
65	吉川建設(株) 飯田市松尾町2丁目 25 番地	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。

番号	事業者名及び事業者の住所	家庭系ごみ	事業系ごみ
66	(有)吉川建設工業 下伊那郡喬木村 15820 番地3	建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物(残置物)のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。	特別管理廃棄物を除き、残置物のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。
67	(株)吉川商店 岡谷市湖畔1丁目7番4号	—	特別管理廃棄物を除き、契約事業者から排出された資源化できない廃棄書類等に限る。
68	米山 周平 飯田市毛賀 1121 番地 10	大型又は大量の場合に限る。	特別管理廃棄物を除く。
69	(有)ライフクリーン 下伊那郡松川町元大島 3809 番地8	—	特別管理廃棄物を除く。
70	(有)ワールドグリーン 下伊那郡高森町山吹 3099 番地7	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理廃棄物を除き、特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を含む。
71	和田 貴雄 飯田市松尾代田 1455 番地3	建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物(残置物)のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理廃棄物を除き、残置物のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。

(2) 処分業

別表 2 一般廃棄物処理業者(処分)許可業者

番号	事業者名 住所	一般廃棄物の種類
1	(株)アース・グリーン・マネジメント 飯田市中央通り1丁目 26 番地	廃プラスチック類(ペットボトル又はペット樹脂)
2	(有)いいだ有機 飯田市下久堅下虎岩 493 番地	生ごみ きのご廃培地
3	(株)エコピア飯田 飯田市上郷黒田 366 番地1	古紙(新聞古紙、電話帳又は厚雑誌)
4	(有)協和産業 飯田市松尾寺所 7451 番地2	期限切れ菓子及びコンビニエンスストア又はスーパーマーケットの期限切れ食品
5	(株)シーテック 名古屋市瑞穂区洲雲町4丁目 45 番地	流木 落ち葉
6	(有)南信チップセンター 飯田市上殿岡 359 番地1	木くず
7	(有)ワチノ 下伊那郡阿南町西条 1934 番地2	竹 木くず